日本税理士会連合会 ヒアリング資料

司法制度改革推進本部事務局 御中

「総合的なADRの制度基盤の整備」についての意見

平成15年9月1日日本税理士会連合会

当会は、「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)の「国民の期待に応える司法制度の構築」における「裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化」に記述されている趣旨を踏まえ、国民にとって利用しやすいADRの基盤整備の一環として、税理士がその専門的知見を活かしつつADR主宰業務の一翼を担うことは、職業専門家たる税理士に課せられた社会的役割の一つであると認識しています。

ところで、当会は、平成14年8月30日付で、「税理士の専門性を活用したADRへの関与の現状と今後の可能性に関する調査報告書」(調査嘱託者・税理士石井宏尚)を提出し、税理士がADRに関与する場合の基本的な問題点を報告したところであります。

この報告書においては、税理士が納税者の代理人として関わる租税に関する紛争が原則として官 - 民間の事案であるとの認識を持ち、行政型 A D R の一形態として位置づけられる「国税不服審判所」に係る種々の問題点を指摘しました。

また、民間型ADRの一形態として位置づけられる「紛議調停委員会」(税理士法の規定に基づき税理士会が設置)の現状についても報告したとおりです。

本意見書においては、「総合的なADRの制度基盤の整備について ADR検討会におけるこれまでの検討状況等 」(平成15年7月・司法制度改革推進本部事務局)を受けて、税理士がADR業務の一翼を担う場合に特に問題となると思われる点について意見を申述いたします。

1.はじめに

税理士が納税者の代理人として関わる租税に関する紛争は、主として、納税者が租税行政処分を受けたことにより生じる紛争であるが、この分野におけるADRとしては「国税不服審判所」が機能しており、既に法制度としても定着しているところである。

したがって、租税行政処分に係る紛争については、今般の課題である、ADRに関する基本的な法制における「ADR」の範囲に含める必要はないものと思量する。

一方、税理士は、本来業務である税務・会計はもとより、経営全般に関わる相談業務等を日常的に 行っている。こうした業務を通して依頼者である中小会社経営者や個人事業者等との信頼関係も強く、 様々な紛争の実態については、理解できる職業専門家といえる。

もとより、債権及び債務の履行をめぐる紛争、遺産分割における相続人間の紛争、離婚に伴う財産

分与をめぐる紛争、企業内における役員間・労使間の紛争、土地・建物の賃借上の紛争、損害賠償に伴う紛争等、社会において発生するあらゆる紛争については、紛争解決の段階において所得税法・法人税法・相続税法・消費税法等に基づき租税を負担することが多い。これらの紛争解決に当たって、税理士の専門的知識や経験を生かすことは、国民の権利保護と利便性に適うものである。

また、税理士は、その専門的知見を活用され民事調停委員(総数 13,198 名 - 平成14年4月1日 現在、最高裁判所調べ)に564名(概数)が任命されている。このように、税理士は、既に司法型A DRの担い手としてその職能を発揮しているところである。

したがって、税理士は、本来業務として関わる官 - 民間の紛争に限らず、民 - 民間における紛争の解決に当たってもその職能を発揮すべきであることから、その専門的知見を活かしADR主宰業務の一翼を担うことを可能とするためにも、総合的なADRの制度基盤を整備するための立法措置を講じるべきであると思量する。

2.弁護士法第72条との関係について

ADR主宰業務に関する弁護士法第72条の特例

弁護士でない者が、安定的に、報酬を得る目的でADR主宰業務を行うためには、ADRに関する基本法上に、弁護士法第72条の適用に関する特例規定が設けられなければならない。

この場合、弁護士法第72条の趣旨目的を損なわない範囲で、ADR主宰者の専門的知見を活用すべきであるとする要請から、一定範囲の専門的知見を有する者に対して、弁護士の関与・助言を前提としたADR主宰業務を認める制度として構築すべきであると考える。

こうした措置が図られることにより、税理士が弁護士と共同してADR主宰者となり、様々な紛争の解決に当たってより専門的知見を活かすことが可能となり、国民の利便性に資することになると考えられる。

なお、民・民間の紛争を対象として、弁護士の関与・助言を得ることなく、ADR主宰業務を税理士業務として単独で行うことができるよう税理士法上に規定を設けるとする考え方は、税理士の使命(税理士法第1条)「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」の規定と整合しないと考えられることから採用すべきでない。

相談業務に関する弁護士法第72条の特例

一定範囲の専門的知見を有する者に対してADR主宰業務を認める場合には、併せて、一定範囲の相談業務も行うことができるように、ADRに関する基本的な法制を整備する際、弁護士法第72条の適用に関する特例規定を設けるものとすべきである。

A D R 代理業務に関する弁護士法第72条の特例

代理は主宰と異なり、直接当事者の権利義務を左右するものであることから、主宰者よりも高度な法律分野の専門能力が必要とされると考えられる。

税理士については、税務に関する専門家としての専門的知見及び日常的に行っている業務を通じた経験は有しているものの、必ずしも紛争解決に関する法律全般の知識、技術に習熟しているとはいえないことから、ADR代理業務を行うことは適当ではないと思量する。

また、民・民間の紛争を対象として、ADR代理業務を税理士業務として行うことができるよう税理 士法上に規定を設けるとする考え方は、「税理士の使命(税理士法第1条)」規定と整合しないのでない かと考えられることから採用できない。

以上

「税理士の有する専門性を活用した A D R への関与の 現状と今後の可能性」に関する調査報告書

日本税理士会連合会

目 次

_	はじめに	1頁
=	税理士制度とその業務の専門性	1頁
Ξ	税理士業務における紛争の性格とその解決方法	2頁
四	ADRから見た国税不服審判所の意義と問題点	4頁
五	税務行政における苦情処理等への取組みの現状	5頁
六	税理士会における税務相談等への取組みの現状	5頁
七	業務遂行過程での士業内部における紛争解決の方法	6頁
八	今後の課題	6頁
付)	参考法令等、紛議調停規則(準則)・紛議調停細則(準則)	9頁

「税理士の有する専門性を活用したADRへの関与の現状と 今後の可能性」に関する調査報告書

調査嘱託者・税理士 石 井 宏 尚

一 はじめに

ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理)とは、判決などの裁判に拠らない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解・あっせんなどを意味するものとされ、我が国のADR機関のほとんどが、民民間の紛争を対象事案としている。

税理士が業とする租税に関しての紛争は、原則として官 民間の事案である。

税理士は、納税者の代理人として業務を遂行することからいって、税理士会が租税に関する紛争の仲裁機関を設けることによりADRの主宰者となることはできないが、税理士の有する専門性を活用し、民事調停委員に就任することや不服申立ての代理人となることなどによってADRに関わっている。

また、七で報告するとおり、税理士が業務を行う過程で生じた紛議について、これを解決する方法として、税理士会内部にADR機関と言うべき「紛議調停委員会」を設置している。 以下、ADRへの関与の現状と今後の可能性について報告する。

二 税理士制度とその業務の専門性

税理士制度は、昭和 17 年、戦時下の税務行政の適正な運営を図る見地から「税務代理士法」として制定され、戦後、昭和 24 年シャウプ税制視察団の「納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生まれるであろう。」との勧告を受け、民主憲法の下、公権力の行使と納税者の権益とのバランスを図るうえから、昭和 26 年 6 月、新たに「税理士法」が制定され、以後、昭和 31 年、36 年、55 年、そして平成 13 年の改正を経て今日に至っている。

現行の申告納税制度は、納税者自らの計算により租税債務を確定する権能を認め、納税者がこれを国・地方公共団体に申告することにより確定するとともに、その税額を完納することにより、国等と納税者との間の租税債権債務の法律関係を自動的に消滅させることを基本

原則としている。

国等が、申告による租税債務の額を変更することができるのは、それが適法でない場合の み限定されているから、この制度における納税者の立場は、主動的・第一義的であり、これ に対する国等の立場は、受動的かつ第二義的・補正的であることがその特徴と言える。

このような観点から、税理士制度に課されるべき社会的任務は、適正な納税義務の実現を 図るとともに、納税者の適法な納税義務の履行を援助することにある。

現在の租税法規は複雑であるうえ、当事者主義を採る現行申告納税制度のもとにおいては、 納税者を後見する社会的制度が要請されるのは極めて当然であって、税理士制度の存在意義 もその点に見出すべきものと言える。

したがって、税理士の使命は、依頼者である納税者の信頼に応え、納税義務の適正な実現 に資するため、誠実に納税者の代理をし、又は、一切の援助をすることに求められなければ ならない。

税理士制度が、弁護士制度等と並び、国家国民的見地から、その社会公共性が認識されな ければならないというのもここにあると言える。

そのため税理士法では、税理士の使命は、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」と規定されている。その主要な業務は他人の求めに応じ、租税に関して、「税務代理・税務書類の作成・税務相談」の業務を行うことであり、この業務は原則として税理士でない者は行ってはならないと規定している。

三 税理士業務における紛争の性格とその解決方法

税理士業務における紛争には、税務行政手続における紛争と、租税確定手続における紛争がある。

1.税務行政手続における紛争とその解決方法

申告手続、調査手続及び処分手続を含む税務行政手続は、国民の権利利益に直接係わる ものであり、その適切な納税義務の履行をめぐって、国民の権利保護の要請と行政の合理 的な運営の要請が紛争となる場合が多くみられる。

その原因の一つとして、税務調査における税務職員の質問検査権の行使について、具体的な手続規定が各税法において何ら設けられていないことが挙げられる。

例えば、税務調査の手続規定をみると、所得税法、法人税法等において「・・・調査について必要があるとき・・・」との規定(所得税法第 234 条第 1 項、法人税法第 153 条、相続税法第 60 条第 1 項、消費税法第 62 条第 1 項等)があるのみで、質問検査権の行使要件が明確となっていないため、判例では、質問検査権の具体的な行使内容について法律の定めがないことに関しては、権限ある税務職員の合理的な裁量に委ねられているとしているために、質問検査権の行使内容が合理的な裁量権の範囲内か否か等が紛争の要因となっている。

また、質問検査権の行使に当たって、それを受ける納税者からの苦情が皆無とはいえず、 紛争に至る場合もある。

上記いずれの場合にも、具体的な質問検査権の行使に関する規定がないため、権限ある 税務職員の質問検査権の行使が合理的な裁量権を逸脱している場合でも、その課税処分に 重大かつ明白な瑕疵がなければ、その課税処分は無効とはならないこととされている。

このような場合、納税者あるいは納税者の代理人である税理士が是正を求めることにより紛争に至らずに済む場合もあるが、それ以外は、訴訟を提起するほか解決手段はない。

2.租税確定手続における紛争の性格とその解決方法

我が国の国税に関する租税確定方式は、原則として申告納税方式が採用されている。

申告納税方式とは、納付すべき税額が納税者の行う申告により確定することを原則とする方式であり、この申告がない場合又はその申告に係わる税額の計算が租税法令の規定に従っていない場合その他当該税額が租税行政庁の調査したところと異なる場合に限り、租税行政庁の処分により確定する方式である。

租税確定手続における紛争は、主として納税者の申告による税額と租税行政庁の調査による税額が異なる場合に生じるが、通常は、納税者の代理人である税理士が主張又は陳述することにより、当事者間に合意ができ、原申告が是認されるか、納税者が修正申告することにより紛争とはならない場合が多い。

しかし、当事者間に合意が成立しない場合には、租税行政庁が更正処分を行い、その処分に不服な場合に官 民間の紛争が生じる。

紛争の解決方法としては、原則として、まず処分を行った租税行政庁(原処分庁)に対して異議申立てを行い、その異議申立てに対する判断になお不服があるときは、更に国税不服審判所に審査請求を行うことにより解決を図ることとなる。

国税不服審判所の裁決になお不服がある場合には、裁判所に対して訴訟を提起することとなる。

なお、税務行政処分の取消訴訟については、不服申立前置主義が採用されており、租税に関する事項を扱う訴訟に限るとはいえ、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭して陳述することができることとなったこの度の税理士法の改正の意義は大きいと言える。

また、国税不服審判所は、租税に関する紛争を対象事案とする行政型のADR機関と言われており、平成12年度に国税不服審判所になされた審査請求の件数は3,401件、処理件数は3,066件、うち全部取消し又は一部取消しの件数は466件であった。

平成 12 年度の税務調査により更正・決定又は修正申告等により処理された件数は、約867,000 件であるが、そのうち審査請求が行われた件数は上記のとおりであり、納税者と国との紛争は必ずしも多いとはいえず、紛争に至らないために果たしている税理士の役割は大きく、税理士制度の存在意義はここにもあると言える。

四 ADRから見た国税不服審判所の意義と問題点

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)によれば、「裁判外の紛争解決手段(ADR)は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易、迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を生かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応も可能である。」としている。

これらADRの特性から、国民がより利用しやすい司法を実現する方策としてADRの拡充、活性化は推進するべきであるが、官 民間の紛争、特に租税に関する紛争の場合はどうであろうか。

国税不服審判所は、行政上の救済制度として設けられたものであり、司法上の救済制度として設けられたものではないので、行政型のADR機関とされている。しかし、同審判所は行政上の機関ではあるものの、本来、納税者の救済を目的として設けられたものであるから、国税の執行系統から切り離されたものとして設けられ、審判所長は、所定の手続を経ることを条件に、国税庁長官の発した通達と異なる判断に基づいた裁決もすることができることとされているが、その手続主宰者である国税審判官は、その殆どが税務行政の執行系統に属し

ていた国家公務員であり、審判官の任期満了後は、また元の執行機関に戻るなど第三者的性格が保持されているとは認めがたい状況にもあり、中立性を旨とするADRとしての機能を充分に果しているとは必ずしも言い難い。

五 税務行政における苦情処理等への取組みの現状

国は、申告納税制度の下で、納税者自らが適正な納税義務を履行することを図るとともに、 一方においては、適正・公平な課税を実現するための責務がある。そのため、それを期する ための税務調査が中心とはなるが、相談、指導、広報及び広聴も重要な施策の柱としている。

適正な納税環境の整備のため、個人情報を除いては、職員向けの執務参考資料としての「情報」、「事務連絡」等についても徐々に一般に公開されつつある。そして、広報・広聴体制を強化するため、全国84の主要税務署に「税務広報広聴官」を配置して、納税者利便の向上や事務運営の改善に資している。また、税務相談や税務に関する苦情等に積極的に応ずる体制を確立するため、国税局に税務相談室が設置されており、平成13年7月現在、全国139の分室を設けて相談と苦情の処理に当たっている。平成12年度における相談件数は284万件、苦情件数は2,101件であり、迅速・適切に処理するよう配慮されている。

さらに、申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の理解と信頼を得ることを基本に考え、税務一般に関する納税者からの苦情に係る事務のうち納税義務を適正・円滑に履行するために必要な助言・教示及び調整に関する事務を担当する「納税者支援調整官」を新たに設け、国税局及び主要税務署に配置されている。

六 税理士会における税務相談等への取組みの現状

租税をめぐる紛争を未然に防止するためには、納税者自らが法律に基づく納税義務を適正 に履行することが何よりも重要である。

この観点から税理士会では、委嘱者の経済的理由により、無償又は著しく低い報酬で税理 士業務を行う「税務援助事業」を税務援助規則等に基づき積極的に推進している。

なお、平成 13 年度の事績については、税務援助等納税者数は 1,303,662 人(前年度比+18,711 人)、このうち確定申告相談における指導納税者数は 855,708 人(前年度比+34,908 人)となっており、年々増加の傾向にある。

七 業務遂行過程での士業内部における紛争解決の方法

近年、税理士業務の複雑化、多様化の進行に伴い、税理士と納税者及び税理士相互間での トラブルが増加傾向にある。

平成 14 年 4 月 1 日より施行された改正税理士法(別紙 1 参照)を受け、税理士会が会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他の関係人の請求があれば調停をすることとなり、各税理士会では、日本税理士会連合会が制定した「紛議調停規則(準則)」及び「紛議調停細則(準則)」(別紙 2 参照)に基づき、「紛議調停規則」及び「紛議調停細則」を制定し、同規則等に基づき紛議調停委員会を設けて調停に当たることとした。

なお、紛議の調停に基づき成立した当事者間の合意は、民法上の和解としての効力を有するものとされているほか、調停手続等の記録は秘密保持のため非公開とされている。

これは、「調停」を目的としたADR機関であり、税理士会内部の機関とはいえ、納税者からの期待と信頼を高め、申告納税制度の更なる定着を図るためにも、その健全な運営を行っているところである。

八 今後の課題

- 1.租税におけるADR機関等
- (1) 税務行政手続における紛争と解決方法

税務行政手続における紛争の要因に、主として税務行政手続が明確化されていない ことがある。

したがって、申告納税制度を更に発展させるとともに、税務行政の円滑な執行を図るためには、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法に具体的に明文化する必要がある。

(2)租税確定手続における紛争と解決方法

国税不服審判所は、その創設にあたり、租税法の下で回帰的に夥しい数にのぼる納税者との法律関係から生ずる争いを、簡易・迅速な処理を旨とし、自己統制機能を特色としながらも、納税者の権利救済のための第三者的機関たる性格が要請されている。

原処分の見直し機関ではなく争訟裁断的機能を本質とし、その固有権の採決権を行使するに当たっては審判所が行政権に所属する機関であって、しかも、行政不服についての救済機関として、行政原理のほかに、司法原理に基づく裁決がなされることが

期待されて発足した。

しかし、実情は、国税通則法第99条が、国税不服審判所の独立性に対する制約に 当たるとする見解があり、国税審判官は、そのほとんどが税務行政の執行系統に属し ていた国家公務員であり、審判官の任期満了後は、また元の執行機関に戻るなど第三 者的性格が保持されているとは認め難い状況にもある。

国税通則法施行令第31条は、国税審判官の任命資格について、「 弁護士、税理 士、公認会計士、大学の教授若しくは助教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を 有する者で、国税に関する学識経験を有する者・・・」と規定し広い範囲での人材の 採用を予定しているので、国税不服審判所が独立した機関として機能するには外部の 人材を採用すべきであり、特に、税の専門家である税理士の積極的活用が望まれる。

国税不服審判所の性格を行政不服審査法上の審査庁とは性格を異にし、行政庁内に 所属するが、それはあくまでも上級庁ではない独立の機関としてとらえると、争訟裁 断的機能を本質として、納税者の権利救済的機能がより強調される。

このような観点から、国税不服審判所を、国税に限定することなく、地方税についてもその範囲を拡大し、その名称を「租税不服審判所」と改称し、独立した立場で運営ができるよう機構改革が求められるところである。

さらに、国民の裁判への参加制度(例えば裁判員制度)や諸外国(ドイツの名誉裁判官 < Ehrenamtliche Richter > 、イギリスの一般審判所の審判員 < General Commissioners of Income Tax >)等の例にあるように、租税不服審判所の審判官に民間人を広く採用し、口頭による審理を充実させることにより、納税者の正しい権利をより救済することが可能となる。

2 専門性を活用した貢献方策

ADRへの関与では、税理士会としては、仲裁センター等の各種ADR機関への参画、 税理士個人としては、民事調停委員や特定調停委員等の受嘱、国税不服審判所における 審査請求に係る納税者の代理人としての関与等がある。

例えば、民事調停委員(総数 13,198 名 - 平成 14 年 4 月 1 日現在、最高裁判所調べ)には、税理士は 564 名(概数)が任命されており、士業では弁護士の 1,984 名(概数)、不動産鑑定士の 658 名(概数)に次ぐ人数であり、今後も増加するものと予測される。

個人、法人を問わず、取引上の債権及び債務の履行をめぐっては、何等かの形で所得

税法、法人税法、相続税法及び消費税法等に基づく租税の負担を伴うのが通常である。 遺産分割に伴う相続人間の紛争、離婚調停等による財産分与をめぐる紛争、企業内に おける役員間・労使間の紛争、企業間取引上の紛争、保証債務の履行をめぐる紛争、土 地・建物の貸借上の紛争、損害賠償に伴う紛争等々例示に限りがないが、多くの紛争が 租税の負担抜きに考えられないものであり、それを無視しては和解に向けた調停作業に 支障を来す虞がある。

以上に照らし、日本税理士会連合会においては、民事調停の場のみならず、あらゆる A D R 機関における紛争解決の場で、税理士が他の法律専門職種と協調を図りつつ、これに関与していくことが極めて重要であるとの認識のもと、前述の民 - 民間における各種紛争に適切に対応するための A D R 機関を他の法律専門職種と共同して創設し得る可能性について検討していくこととしたい。この場合、弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)を見直すことのほか、A D R に係る紛争についても民事法律扶助の対象とすることなどについて法整備を行う必要がある。

以上

参考法令等

税理士法 [平成 13 年法律第 38 号]

(税理士会の会則)

- 第 49 条の 2 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一~六 省略
 - 七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

八~十一 省略

3 省略

(紛議の調停)

- 第49条の10 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係 人の請求により調停をすることができる。
- 税理士法基本通達 [平成 14 年 3 月 26 日官総 6 11 官人 6 4]

(紛議の調停の効果)

49 の 10 - 1 法第 49 条の 10 の規定に基づく税理士会の調停により成立した和解は、民法上の和解としての効力を有することに留意する。

○ 紛議調停規則(準則)[平成13年9月4日制定]

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第 条の規定に基づき、会員の業務に関する紛議について、当 事者の互譲により、条理にかない、実情に即した円満な解決を図るため、その調停手続に 関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規則において「紛議」とは、税理士として通常遂行する税理士の業務について 生じた会員(調停の申立の相手方となる会員をいう。)とその委嘱者(委嘱者であった者 を含む。)他の会員(他の税理士会の会員を含む。)その他関係人との間における紛争を いう。
- 2 この規則において「調停」とは、税理士会が紛議の当事者間を仲介し、当事者が合意に 達することによって、その紛議の解決を図ることをいう。
- 3 この規則において「関係人」とは、紛議につき委嘱者又は他の会員と法律上の利害関係 を有する者をいう。

(調停の申立)

第3条 会員の業務に関して紛議が生じたときは、委嘱者・他の会員その他関係人(以下「申立人」という。)は、本会に対し、調停の申立をすることができる。

2 申立人は、申立の趣旨及び理由を記載した調停申立書及びその写し(相手方の数に3を加えた数)を提出しなければならない。証拠書類があるときも、また同様とする。

(紛議調停委員会)

- 第4条 本会は、紛議の調停に関する事務を処理するため、紛議調停委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 委員会は、会員の業務に関し生じた紛議について、公正妥当な調停を行うものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、税理士である会員のうちから、会長が委嘱した 名以内の委員をもって組織する。

(特別委員の委嘱)

- 第6条 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、税理士である会員以外の者で弁護士など専門的知識のある者のうちから、 会長が委嘱する。

(委員長等の選任)

- 第7条 委員会の委員長は、委員のうちから会長が指名した者がこれに当たる。
- 2 副委員長は 名以内とし、委員長が委員のうちから指名する。

(委員長等の職務)

- 第8条 委員長は、委員会を総理し、委員会が審議又は実施した結果を遅滞なく会長に報告しなければならない。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順序により、これを代行する。

(除斥)

第9条 委員長、副委員長又は委員は、自己に関する紛議の調停及び議決に関与することができない。

(委員会への付託)

第10条 会長は、第3条の申立を受けたときは、速やかに委員会に付託して、その調停に 当たらせる。

(小委員会への配付)

第11条 委員会は、紛議の調停の付託を受けたときは、委員3名以上を選任して小委員会

を設け、調停に当たらせる。

- 2 委員長は、前項の委員の中から小委員長を指名し、小委員会を主宰させるものとする。
- 3 小委員長に事故があるときは、小委員会の他の委員にその職務を代行させることができる。

(期日の呼出)

第12条 小委員会は、調停の申立を受けた会員に対し、調停申立書及び関係書類の写しを 送付して調停申立のあったことを通知するとともに、期日を定めて当事者を呼び出さなけ ればならない。

(当事者の出頭義務)

第13条 前条の呼出を受けた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、小委員長の承諾を得て、代理人を出頭させることができる。

(会員の不出頭)

- 第14条 調停の申立を受けた会員が、正当な理由なく、3回以上期日に出頭しないときは、 小委員長は直ちに委員長に報告しなければならない。
 - 2 報告を受けた委員長は、会長に対し、会員の処分を含め適当な措置を求めることができる。

(調停等の非公開)

第15条 調停の手続並びに委員会及び小委員会の議事は、非公開とする。

(調停書の作成)

- 第16条 小委員会は、調停が成立したときは、調停書を作成し、当事者に署名押印させな ければならない。
- 2 小委員長は、調停の成立を直ちに委員長に報告する。
- 3 小委員会は、当事者の申出があれば、第1項の謄本を交付する。

(調停の不成立)

- 第17条 小委員会は、当事者間において合意が成立する見込みがないとき、又は申立人が 正当な理由なく3回以上指定された期日に出頭しないときは、調停を終了させることがで きる。
- 2 小委員長は、調停の終了を直ちに委員長に報告する。

(調停を行わない場合)

- 第18条 委員会は、小委員会の報告に基づき、紛議の性質上調停に適しないと認めるとき、 又は申立人が不当な目的でみだりに調停の申立をしたと認められるときは、紛議の調停を 行わないものとして調停を終了させることができる。
- 2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を申立人に通知する。

(費用の負担)

第19条 小委員会が必要と認めたときは、委員長の承認を得て、調停のために要する費用 を、当事者の一方又は双方に負担させることができる。

(秘密の保持)

第20条 委員長、副委員長及び委員並びに役員及び職員は調停又は議事について、職務上 知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また同様とする。

(細則への委任)

第21条 紛議調停の事務に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、細則で定める。

(委員会の運営)

第22条 委員会の運営について、会則及びこの規則に定めのない事項は、会則及びこの規則に反しないかぎり、委員会の決議で定めることができる。

附則(平成13年9月4日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○ 紛議調停細則(準則)[平成13年9月4日制定]

(趣旨)

第1条 この細則は、紛議調停規則第 条の規定に基づき、紛議調停の事務に関し、必要な事項を定める。

(調停申立の方式)

- 第2条 調停申立書には、当事者の住所又は所在地(本会会員については登録又は届出の事務所所在地とする。)氏名又は名称、申立の趣旨及び理由を記載しなければならない。
- 2 調停申立書は、別紙第1号様式<省略>による。

(調停手続委嘱の様式)

第3条 調停手続委嘱は、別紙第2号様式<省略>による。

(調停申立の通知等の様式)

第4条 相手方に対し調停申立があったことの通知は、別紙第3号様式<省略>による。

(調停期日の指定等)

第5条 調停期日は、担当小委員会が指定する。

(呼出しの様式)

第6条 当事者の呼出しは、別紙第4号様式<省略>による。

(期日請書の様式)

第7条 調停期日請書は、別紙第5号様式<省略>による。

(調停期日調書の様式)

- 第8条 調停期日調書は、別紙第6号様式<省略>による。
- 2 調停期日調書には、出席した小委員会委員全員が署名する。

(参考人呼出の様式)

第9条 参考人呼出しは、別紙第7号様式<省略>による。

(取下書の様式)

第10条 取下書の様式は、別紙第8号様式<省略>による。

(調停書の様式)

第11条 調停書は、別紙第9号様式<省略>による。

(調停終了通知書の様式)

第12条 調停終了通知書は、別紙第10号様式<省略>による。

附 則(平成13年9月4日) この細則は、平成14年4月1日から施行する。

日 連14第638号 (総2第36号) 平成14年10月3日

税理士会総務部長 殿

日本税理士会連合会 総務部長 坂本 英雄

紛議調停事務についてのアンケートご報告方願い

改正税理士法が本年4月1日から施行され、紛議調停制度が新しくスタートして半年が経過いたしました。そこで、当総務部では、紛議調停制度の連絡調整に資するため各税理士会における紛議調停事務の現在までの処理状況について取りまとめることといたしました。

つきましては、別紙アンケート用紙にて10月末日までにご報告下さるようお願いいたします。

なお、取りまとめましたものを各税理士会へご報告させていただきます。

紛議調停事務についてのアンケート報告

1	<u>税理士会</u>
	<u>担当課 課</u>
2	委員会の構成 <u>計 人</u> <u>内訳</u> <u>委員長 人</u>
	<u>副委員長 人</u>
	<u>委員 人</u>
	臨時特別委員(外部)人謝金有無臨時委員の内訳調停1回につき弁護士人万円(消費税別)人
3	小委員会設置の有無 有 無 (どちらかを で囲んで下さい)
	<u>委員会(数)</u> <u>小委員長 人</u> <u>委 員 人</u>
4	紛議調停について <u>受付 件</u> <u>却下 件</u>
5	その他(何かご意見がありましたら、お書き下さい。)

b 数 击
ケー
のマン
9
り
務に
₩₩
議調停
彸

項目	1	2	3
受付年月日	日日ま	年月日	年月日
申立人と相手方との関係			
紛争の原因及び内容(概 要のみ)			
調停終了(成立、不成立、 継続中または取下げ	年 月 日 却下 年 月 日 成立 年 月 日 ※続中 年 月 日 製売中 年 月 日 取下げ	年 月 日 却下 年 月 日 水立 年 月 日 継続中 年 月 日 取下げ	年 月 日 却下 年 月 日 成立 年 月 日 不成立 年 月 日 継続中 年 月 日 取下げ
却下、取下げ、不成立の 理由			

紛議調停・委員会内訳

							委員会														
	\		担 課	委 員 委 員 長	副員	構	成 数 委 員	臨 特 委	時別員	謝金	小 委 員 会 数	小委員長	委	員	受 付 (数)	却 下 (数)	成 立 (数)	不 成 立 (数)	継 続 中 (数)	取下げ(数)	備考
東		京	会員	1		5	22		0	3万円	5	į	5 4 -	- 5	6	0	2	0	3	1	
東	京地	方	総務	1		2	15		0	0	1	,	I	4	1	0	0	0	1	0	
千	葉	県	総務	1		2	4		0	0	2	,	ı	2	3	1	2	0	0	0	
関	東信	越	登録	1		1	6		0	0	0	()	0	0	0	0	0	0	0	
近		畿	登録 調査	1		3	9		0	0	4	2	1	8	3	1	0	1	1	0	
北	海	道	事務局 次長	1		2	7		0	有り	1件につ (小委員	つき3名 員長1人	で構 .)	成	1	0	1	0	0	0	
東		北	総務	1		3	6		0	2万円	3	3	3	6	0	0	0	0	0	0	
名	古	屋	総務	1		3	7		0	0	2	2	2	4	5	0	0	1	0	3	未調停1
東		海	事務 局長	1		0	9		0	0	3	3	3	6	1	0	0	1	0	0	
北		陸	総務部	1		3	6		0	0	0	()	0	0	0	0	0	0	0	
中		国	総務	1		2	4		0	0	1件につ 構成(小	Dき3名 N委員 [以上 €1人	で、)	0	0	0	0	0	0	
四		国	業務	1		4	8		0	0	4	4	1	8	1	0	1	0	0	0	
九	州 北	部	総務	1		2	13		1	2万円	5		5	10	1	0	0	0	1	0	
南	九	州	-	1		4	15		1	0	紛議調 信託を	停の 受けるの	と設力	置	0	0	0	0	0	0	
沖		縄	-	1		3	6		0	0	3	3	3	6	0	0	0	0	0	0	
合	計	ŀ		15	(39	137		2						22	2	6	3	6	4	